

多久市議会傍聴規則の一部を改正する規則

多久市議会傍聴規則（昭和43年多久市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(傍聴の手続)</p> <p>第3条 <u>会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者がその団体の名称、責任者の氏名及び傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) <u>銃器</u>その他危険なものを持っている者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>異様な服装</u>をしている者</p> <p>(4) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり</u>の類を持つ</p>	<p>(傍聴の手続)</p> <p>第3条 <u>一般席で傍聴しようとする者の入場は、先着順とする。</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) <u>凶器</u>その他危険なものを持っている者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>垂れ幕、ポスター、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり</u></p>

<p>ている者</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</u></p> <p>(3) <u>はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</u></p> <p>(4) <u>帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。</u></p> <p>(5) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u></p> <p>(6) <u>みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。</u></p> <p>(7) <u>前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</u></p> <p><u>(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)</u></p> <p>第8条 <u>傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の</u></p>	<p>の類を持っている者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u></p> <p>(3) <u>前2号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</u></p> <p><u>(写真、動画撮影の禁止)</u></p> <p>第8条 <u>傍聴人は、傍聴席において写真、動画を撮影してはならない。</u></p>
---	---

<p><u>許可を得た者はこの限りでない。</u></p> <p>(係員の指示)</p> <p>第10条 傍聴人は、<u>すべて</u>係員の指示に従わなければならない。</p>	<p>(係員の指示)</p> <p>第10条 傍聴人は、<u>全て</u>係員の指示に従わなければならない。</p> <p><u>(補則)</u></p> <p>第12条 <u>この規則に定めるもののほか、議長が必要と認めるときは適切な措置を講ずることができる</u></p> <p>。</p>
---	---

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。